

個人向け

エンジェル税制を活用した税額控除スキーム

【法人（全損）キャッシュを個人（所得控除）に移す方法】

エンジェル税制とは

ベンチャー企業への投資を促進するため、エンジェル税制対象企業に投資された個人投資家さまに対して税制上の優遇措置を行う制度です。

- ▶ エンジェル税制適用ベンチャー企業へ投資いただくことで、取得金額のうち一定の金額（800万円限度）については税制優遇特例措置の適用が受けられることができる制度です。



優遇措置の仕組み

控除対象金額(注1) -2000円

(注1)

- ・ 株式取得価額-2000円
- ・ 控除上限額800万円
- ・ 総所得金額等(注2) × 40%

の3つの金額のうち、最も小さい金額が控除対象金額となります。

(注2)所得税法上の総所得金額(申告分離課税の対象となる株式等譲渡益等を含む)のことであり、退職所得金額と山林所得金額を含みます。

控除金額(B)

課税所得金額(C)

総所得金額(A)(注3)

(注3) 総合課税の対象となる総所得金額は、租税特別措置法上の総所得金額(申告分離課税の対象となる株式等譲渡益等を除く)のことです。

エンジェル税制を受けた場合の所得税額
= (C) (=A - B) × 総合課税の所得税率

- 優遇措置を受けるためには、株式を取得した年の年末まで当該株式を保有している必要があります。

税額控除スキーム

エンジェル税制認定企業が
株式発行

株式 簿価1株=10万円
増資になるので資本金に組み入れます。資本金が大きく膨らむために
会社法上資本金50%資本準備金50%で組み入れますが、
株式は100%発行します。
募集終了後に増資による変更登記をします。

個人投資家様が上記株式を
ご購入（出資）

前ページ記載のとおり、税額控除の上限額が決定されるため、
ご注意下さい。

個人投資家様が優遇措置に応じ
た必要書類を添付し確定申告

エンジェル税制は必要書類が多いため、確定申告期限に遅れ
ないため早めの準備が必要です。

12カ月以降に上記株式を95%で
売却した場合について

株式売却により生じた損失分を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)
できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、
翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

募集要項

- ▶ エンジェル税制投資株価 100,000円 (1株)
- ▶ 投資金額 200万円 (20株) から50万円刻み
最大800万円(80株)
- ▶ 先行募集期間 2023年5月10日 (予定) ~2023年7月末
総額1億円限度 (投資順) **終了**
- ▶ 2023年度分募集期間 第2期 2023年8月1日~2023年10月末 **終了**
- ▶ 2024年度分募集期間 第3期 2024年1月1日~2024年12月13日
- ▶ 申込み書類 株式申込書・株式申込証・株式投資契約書
- ▶ 出資金払込口座 申込時ご案内

エンジェル税制投資企業

- ▶ 会社名 株式会社 F & T
- ▶ 住 所 東京都港区南青山1-10-3 南青山Dビル6F
- ▶ T E L 03-6822-6396
- ▶ 資本金 100万円
- ▶ 代表者 代表取締役 川岸恵美子
- ▶ HP <https://fandt-web3.com/>
- ▶ 主要取引先 (株) FプロフェSSIONALズ・(株) Mobius Asset Consulting



-----Innovation for Your Life-----

当社は、新しいテクノロジーやコンテンツを結び付け、『世界が初めて経験する』価値を提供するために設立されました。

固定観念を払拭し、常に新しいフィールドに挑戦して価値を生み出す。

当社と出逢った人が、より豊かな人生を歩めるように、少しでも寄り添いお役に立てるような、そんな企業であり続けたいと思っております。